

○環境省令第四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十  
七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

環境大臣 伊藤信太郎

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年 総理府 令第二号）の一部を次のように改正する。  
通商産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ  
る規定の傍線を付した部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

別表第一（第九条の三関係）

有害物質の種類	基準値
(略)	(略)
六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム ○・〇一ミリグラム	(略)

別表第二（第九条の三関係）

有害物質の種類	基準値
(略)	(略)
六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム ○・〇五ミリグラム	(略)

## (排水基準を定める省令の一部改正)

第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

				別表第一（第一条関係）	改 正 後
項目	別表第一（第一条関係）	備考	有害物質の種類	許容限度	
許容限度		(略)	六価クロム化合物	(略)	
			一リットルにつき六価クロム	○・二ミリグラム	
項目	別表第二（第一条関係）	備考	有害物質の種類	許容限度	別表第一（第一条関係）
許容限度		(略)	六価クロム化合物	(略)	改 正
			一リットルにつき六価クロム	○・五ミリグラム	
					前

(略) 大腸菌数 (単位 一ミリリットルに つきコロニー形成単位)	(略) 日間平均八〇〇
(略) 大腸菌群数 (単位 一立方センチメートルにつき個)	(略) 日間平均三、〇〇〇

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る污水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている法第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされていいる施設を含む。）を設置する特定事業場の排出水の六価クロム化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号

）別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、改正後の省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則別表

有害物質の種類 (単位 一リットルにつきミリグラム)	業種	許容限度
六価クロム化合物	電気めつき業	〇・五

備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

## 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 参照条文

### <目次>

- 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・ 1
- 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号）（抄）・・・・ 2
- 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年六月十九日総理府・通商産業省令第二号）  
（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（抄）・・・・・・・・ 8

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3～5（略）

6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7～9（略）

（排水基準）

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2～5（略）

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2～3（略）

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号）（抄）

（法第十二条第二項 の政令で定める施設）

第五条 法第十二条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。

別表第三（第五条関係）

- 一 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業（石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。）の用に供するイ及びハの施設
- 二 別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
- 三 別表第一第一号に掲げる施設のうち、水洗炭業の用に供するロの施設
- 四 別表第一第一号の二から第四号までに掲げる施設
- 五 別表第一第五号に掲げる施設のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設
- 六 別表第一第五号に掲げる施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供するニ、ホ及びヘの施設
- 七 別表第一第七号に掲げる施設であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
- 八 別表第一第八号に掲げる施設
- 九 別表第一第十号に掲げる施設のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
- 十 別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びヘの施設
- 十一 別表第一第十一号に掲げる施設のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
- 十二 別表第一第十三号に掲げる施設
- 十三 別表第一第十四号に掲げる施設であつて、でん粉製造業の用に供するもの
- 十四 別表第一第十七号に掲げる施設
- 十五 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
- 十六 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十七 別表第一第二十号に掲げる施設
- 十八 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
- 十九 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
- 二十 別表第一第二十三号に掲げる施設のうち、湿式纖維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
- 二十一 別表第一第二十四号に掲げる施設のうち、磷酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
- 二十二 別表第一第二十七号に掲げる施設のうち、チの施設
- 二十三 別表第一第二十九号に掲げる施設

- 二十四 別表第一第三十号に掲げる施設のうち、エチルアルコール製造業の用に供する  
イ及びロの施設
- 二十五 別表第一第三十二号に掲げる施設
- 二十六 別表第一第三十五号に掲げる施設
- 二十七 別表第一第四十二号に掲げる施設
- 二十八 別表第一第四十四号に掲げる施設
- 二十九 別表第一第五十一号に掲げる施設のうち、ホの施設
- 三十 別表第一第五十二号に掲げる施設
- 三十一 別表第一第五十八号に掲げる施設
- 三十二 別表第一第六十四号及び第六十四号の二に掲げる施設
- 三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設であつて、伸線業又はみがき帶鋼、みがき棒鋼  
若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの
- 三十四 別表第一第六十六号の三から第六十七号までに掲げる施設
- 三十五 別表第一第六十八号の二に掲げる施設
- 三十六 別表第一第六十九号及び第六十九号の二に掲げる施設
- 三十七 別表第一第七十一号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
- 三十八 別表第一第七十四号に掲げる施設

○水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年六月十九日総理府・通商産業省令第二号) (抄)

(排出水の汚染状態の測定)

第九条 法第十四条第一項の規定による排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たもの（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により特定施設（法第二条第二項に規定する特定施設に限る。）の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）様式第一別紙四により申請したものといい、法第五条第一項の規定に相当する鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定による法第二十三条第一項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒ひ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上）、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 前号の測定は、特定事業場の規模、排出水の汚染状態その他の事情により、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについて都道府県又は令第十条に規定する市（以下この号及び第五号において「都道府県等」という。）が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。

三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。

四～六 (略)

七 測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第百七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチヤートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第百七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第九条の三 法第十四条の三第一項 又は第二項 の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 法第十四条の三第一項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えることとなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

一～四 （略）

3・4 （略）

別表第二（第九条の三関係）

有害物質の種類	基 準 値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム
シアノ化合物	検出されないこと。
有機 磷 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム

六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
ひ 砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・二-ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
一・一-ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
一・二-ジクロロエチレン	一リットルにつきシス-一・二-ジクロロエチレン及 びトランス-一・二-ジクロロエチレンの合計量〇・ 〇四ミリグラム
一・一・一-トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム
一・一・二-トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
一・三-ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム

ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラム
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇ミリグラム
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム
備考	<p>「検出されないこと。」とは、第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>

○排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号） （抄）

（排水基準）

第一条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（検定方法）

第二条 前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第一（第一条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム
シアノ化合物	一リットルにつきシアノ一ミリグラム
有機 磷 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム

テトラクロロエチレン	一リットルにつき○・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき○・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき○・○二ミリグラム
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき○・○四ミリグラム
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス一一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき○・四ミリグラム
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき○・○六ミリグラム
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき○・○二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき○・○六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき○・○三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき○・二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき○・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン○・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム

## 備考

1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 <sup>ひ</sup> 硫素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

別表第二（第一条関係）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一六〇（日間平均一二〇）
化学的酸素要求量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一六〇（日間平均一二〇）
浮遊物質量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	二〇〇（日間平均一五〇）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 一リットルにつきミリグラム)	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 一リットルにつきミリグラム)	三〇
フェノール類含有量	五

(単位 一リットルにつきミリグラム)	
銅含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	三
亜鉛含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	二
溶解性鉄含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
溶解性マンガン含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一〇
クロム含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	二
大腸菌群数 (単位 一立方センチメートルにつき個 )	日間平均三、〇〇〇
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一二〇 (日間平均六〇)
りん 磷 含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	一六 (日間平均八)
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。	
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。	
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する	

旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。

6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

7 硫含有量についての排水基準は、<sup>りん</sup>が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。